

令和2年 第10回香芝市教育委員会会議(8月臨時)会議録

日時 令和2年8月21日(金)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 山下 隆次
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
- 日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(8月臨時)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は図書の採択の他、人事案件及び規則改正につきまして上程させていただいております。慎重審議の上、原案承認・可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回香芝市教育委員会会議(8月臨時)を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。ケータイ電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、關野委員と山田委員をお願いいたします。

日程4 (1) 令和3年度使用教科用図書の採択について

教育長 では日程4に進みたいと思います。案件(1)議第13号「令和3年度使用教科用図書の採択について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。ただいま提案となりました、議第13号「令和3年度使用教科用図書の採択について」の提案理由を申し上げます。

まず初めに香芝市教科用図書選定委員会について簡単にご説明させていただきます。香芝市付属機関設置条例の規定によりまして、本年第6回教育委員会議でご承認をいただきました5名の方々に去る5月21日に委員の委嘱、また任命を行い香芝市教科用図書選定委員会を設置いたしました。

この委員会の委員につきましては、教科用図書選定にあたってより一層の公平性や拓かれた教科用図書選定を行うため保護者代表1名に大学教授2名を学士経験者として加え、また市内校長会から2名を学校関係者として選び委嘱任命をさせていただいております。選定委員会では、教育委員会から諮問を受けた来年度から使用する教科用図書を選定するにあたり調査部会を設置いたしました。調査部会の調査員は本市の中学校の教員で構成され、調査員は香芝市に送付された各発行者の教科用図書を丹念に調査研究し調査報告書を作成いたしました。調査報告書の内容はそれぞれの教科の内容や配列、使用上の便宜などについて調査したものとなっております。選定委員会は調査報告書をもとにした調査員の報告を受け質疑応答を行い、その後調査員が退席した後に本市の教育にふさわしい教科用図書選びを行うため香芝市に送付されている各発行者の教科用図書のすべてについて子どもたち側に立った見方、あるいは教える側に立った見方など、あらゆる角度から公正公平に検討を加え活発な意見交流も行っていただき、選定を行いました。このような過程を経て教育委員会に答申をいただいたものでございます。以上が選定委員会の経緯でございます。

次に教科用図書選定委員会からの答申を報告させていただきたいと思います。令和3年度使用の教科用図書選定に際しましては調査の観点として内容、配列、分量、それから表現そして生徒の発達段階や人権教育、特別支援教育からの視点、また地域性の配慮、印刷製本の具合、使用上の便宜に加え調査員には調査研究をしていただいております。これらの報告をもとに選定委員会で総合的に検討し、香芝市の実状に合わせ本市で使用するにふさわしい教科用図書を選定していただきました。

お手元の議案書2ページそれから参考資料の1ページから3ページをご覧ください。「令和2年8月17日 香芝市教育委員会様 香芝市教科用図書選定委員会会長 安井義和 令和3年度使用教科用図書について」という答申でございます。

令和3年度使用中学校教科用図書選定一覧表の中の種目と発行者を読み上げます。参考資料の2ページもご覧下さい。

『国語：三省堂、書写：光村図書出版、社会・地理的分野：帝国書院、社会・歴史的分野：東京書籍、社会・公民的分野：東京書籍、地図：帝国書院、数学：数研出版、理科：振興出版社啓林館、音楽・一般：教育芸術社、音楽・器楽合奏：教育芸術社、美術：日本文教出版、保健体育：東京書籍、技術家庭・技術分野：東京書籍、技術家庭・家庭分野：東京書籍、外国語：東京書籍、道徳：光村図書出版』でございます。

16種目の中学校教科用図書の主な選定理由を申し上げます。参考資料の4ページ

5 ページをご覧ください。

最初に、国語ですが、各教材の初めに学習目標が示され最後の学びの道しるべで、目標を再確認しながら学習を進められるようにするように構成されているということを主な選定の理由としておとところでございます。

次に、書写ですが、生徒が学習のゴールを見通したうえで主体的に学習できるよう全教材に目標及び学習を振り返る明示がされており、知識、技能の定着や自己の成長を確かめられる構成となっているということを主な選定の理由としております。

次に、社会・地理的分野ですが、世界や日本の諸地域に関する地理的認識を深めさせるため、因果関係がわかる記述とそれを補足する資料を提示しているということを主な選定の理由としております。

次に、社会・歴史的分野ですが、時代を概観する導入、通史の学習をする展開、時代の特色をまとめ、時代の特色の理解を確実に行える単元構造になっていることを主な選定の理由としております。

次に、社会・公民的分野ですが、小学校の段階や地理歴史の学習との関連を意識しながら、効果的に公民の学習を進められる構成となっていることを主な選定の理由としております。

次に、地図ですが、生徒が調べるための索引や歴史との関連を多く取り上げており、単に地図帳としてだけでなく、様々な角度の視点から生徒が主体的に調べられるように工夫がされていることを主な選定の理由としております。

次に、数学ですが、問題発見、解決の過程に基づき学習内容を習得できるようキャラクターと対話する形式で示され、生徒に考えさせるような問いかけが各所にバランスよく配置されているということを主な選定の理由としております。

次に、理科ですが、各章において学習課題を軸とした課題解決の流れを繰り返し探究的な学習によって科学的な思考力が身につくように構成されているということを主な選定の理由としております。

次に、音楽・一般ですが、各学年とも前半に表現教材、次に鑑賞教材を配置し双方を関連させながら指導できるよう工夫されているということを主な選定の理由としております。

次に、音楽・器楽合奏ですが、巻頭や各楽器の計上冒頭に著名な演奏家のメッセージが掲載されており音楽文化に親しみ尊重する態度が養えるように工夫されているということを主な選定の理由としております。

次に、美術ですが、生徒の発達に応じて学習に取り組めるよう3分冊構成にし、教科書の使用方法等の解説もわかりやすく掲載されているということを主な選定の理由としております。

次に、保健体育ですが、学習したことを生活に当てはめて考えたり調べたりする活動を設定し、自ら課題を発見し対応しながら学びを深めていくことができるように構成しているということを主な選定の理由としております。

次に、技術家庭・技術分野ですが、各辺の構成が統一され、生徒が自ら主体的に問題解決に取り組むことができるよう豊富な問題解決例を取り上げているということを主な選定の理由としております。

次に、技術家庭・家庭分野ですが、各章、各節の内容は学習が系統的に進められるよう基礎基本から応用発展へと段階を踏んで丁寧に記述しており、冒頭に実習を楽しく安全に進めようを掲載し、安全や衛生に配慮して実践的、体験的な学習活動に取り組むことができるように工夫しているということを主な選定の理由としております。

次に、英語ですが、言語の使用場面、言語の働きが明確に示され、特にシーンでは生徒が日常生活で使える表現を習得しやすいよう工夫されているということを主な選定の理由としております。

最後に、道徳ですが、学びのテーマに応じてユニットを設置して、そのユニットは関連する複数の教材で構成されており、各学年の目標達成に向けて段階的に学習

できるように意識した配列になっているということを主な選定の理由としております。

全ての種目の選定理由の詳細につきましては、先ほど申しましたが参考資料の4ページ5ページ、選定理由一覧に記載しておりますのでご覧ください。

以上、中学校教科用図書については、10教科16種目でございます。

また、特別支援学級において使用する教科用図書については、これまでは、当該学年及び下学年の香芝市採択の検定教科用図書と同一のものを採択するとしておりましたが、今年度の選定委員会において、文部科学省著作の教科用図書、通称星本と呼ばれていますが、その星本についても、必要な児童生徒に対して、無償給与できるように選定して、答申に含めていただいております。選定理由は同じく5ページの一番下に記しているところでございます。

以上でございます。なにとぞ慎重審議の上、原案を可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明について、なにかご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼します。まずこの答申書を作成するまでに調査員として資料作成をしていた皆様、それから答申を出していただいた各委員の皆様に御礼を申し上げます。ありがとうございます。今の中で少し教えていただきたいことがあります。まず8月3日、8月4日と選定委員会議を開催されたということなのですが、その議論の様子などどういうものであったのか少しご説明願えればと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ご質問ありがとうございます。選定委員会は先ほども申し上げましたが、学識経験者が2人、それから保護者代表が1人、そして学校関係者ということで学校長が2人の合計5名で構成され、学識経験者の2人の内1人を会長として運営されました。調査員の報告を参考にしながらそれぞれの立場から活発に議論を行っていただきました。生徒の立場に立った使いやすさ、見やすさはもちろんのことながら学習者とは違った立場、事業者側の立場でも教材や発問それから指導上の便宜など細部にわたり議論が交わされました。学識経験者や保護者代表の方が構成員として参加したことで、様々な視点で活発に議論をしていただいたのではないかとというふうに考えております。特別支援学級の教科用図書については先ほど申し上げましたとおり特別な教育課程を編成する必要のある児童生徒で、通常学級の児童生徒と同一の教科書では難しい場合がございます。その場合香芝市で採択したものと同一の下学年用を使用することとしておりましたけれども、今回協議の中に文部科学省が著作を有する教科用図書も追加して選定していただいたといった経緯でございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。香芝市民図書館において教科書の見本を展示されまして、コロナ禍の中で様々な制限もありながら展示コーナーを設けられ私も腰を据えてじっくりと見せていただきました。そこで市民の方々からの閲覧の様子や何かいただいたご意見などあればお聞かせください。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 6月19日から7月17日までの期間の間、香芝市教科書センターを開設させてい

いただきました。閲覧には市民の方も多く来られまして、例えばでございますが、各社工夫がありよくできているといったご意見や、子どもたちが自ら考えることのできる教科書、正しい歴史認識の教科書、インターネットの動画やQRコードからアクセスできるなど家庭学習がしやすい教科書等を選定していただきたいという旨のご意見をいただいております。選定委員会において、そういったご意見は委員の方々に提示させていただきまして、選定の参考にさせていただきました。以上です。

教育長 ほかにありませんか。關野委員。

關野委員 先ほど選定委員会の議論の様子を詳しくお聞きし、最終的な選定方法と、それから資料を見ていましたが、意見が割れて選定が困難だったようなことはありませんでしたか。よろしくお願いいたします。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 各委員による活発な討論の上、最終的な選定方法としては教科ごとに1人1社に投票という形で選定を行いました。差し替え分の資料がお手元にあるかと思いますが、投票結果はお手元の資料の通りでございます。どの種目にもそれぞれの優れた特徴がありましたので、意見が分かれるものもございました。その資料を見ていただいて、特に社会の公民的分野におきましては、1回目の投票で委員の過半数を超えて得票した発行者がなく、また、2位の発行者が3社ございましたので2回目の投票を行いました。2回目の投票では地点の2位の発行者の中から、どれを2位にさせていただくかということを決めて、3回目の投票で上位の1位2位を改めてどちらがふさわしいかを決戦の投票を行わせていただきました。そういった経緯もございます。その他の種目の投票結果においては、見ていただいている通り委員の過半数を超えて得票をしておりましたので再投票等は行わず、1回の投票で決したという経緯でございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。三岡委員。

三岡委員 今回の中学校の教科用図書の選定において16種目の中で6つの種目について発行者が変更されましたが何か特に理由があるのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。どの中学校の教科書も令和2年度より、全面実施となる新しい学習指導要領にそって作られておりますので、それぞれが検定を受けて選定対象となっております。選定委員会では調査員の報告をもとに、子どもたちがより豊かな学びへと向かうことのできるような教科書を選定すべく、慎重に協議を重ねてまいりました。その結果として今回、書写、それから社会の公民的分野、そして数学、技術家庭の家庭分野、英語、道徳、その6つの種目において教科書の発行者が変更すると至った次第でございます。以上です。

教育長 ほかにありませんか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。6つの教科書が変わるということは、その教科では3学年の途中で変わるようになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。原則としまして、来年度の中学校では新たに採択をした発行者の教科書を使用するということになります。ただ変更のある6つの種目については、例えば書写については3年間で1冊となっておりますので、第2学年第3学年はすでに給与されている教科書を継続して使用いたします。それから、社会の公的分野については第3学年で給与されることとなっておりますので、採択された発行者の新たな教科書を使用いたします。技術家庭の家庭分野につきましては書写と同じで3年間で1冊ですので、第2学年第3学年はすでに給与されている教科書を継続して使用いたします。残り数学、英語、道徳につきましては全学年で採択された発行者の新たな教科書を使用いたします。以上です。

教育長 ほかにありませんか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。今回の教科書用図書の選定にあたって、主体的、対話的で深い学びという部分において、指導方法や学習面の授業の中身に対しての議論というものはありましたでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 答えと申しましてはありました。すべての教科書種目において主体的、対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の見直しと指導改善、そういった視点の内から様々に協議がなされました。特に何をどのように学ぶのかというような主体的な学びをいかに促せるかという点が、先ほど私の方から選定理由を申し上げましたけれども、そういったところもたくさんでてきたかなと思います。各教科等の学習においては知識や技能を活用したり思考力、判断力、表現力を発揮させたりして物事をとらえる見方考え方を培うことが大切になります。これに基づき、教科書が指導者の授業改善の一助としてふさわしい構成になっているかどうか、また学習課題目当てに始まって、まとめ振り返りに至る基本的な学習の流れなど、子どもたちが自分の力で主体的に学びを促すような構成になっているかについて内容の取り上げ方の特徴、レイアウト、サイズなど、使用上の便宜に至るまで活発に協議がなされました。以上です。

教育長 ほかにありませんか。關野委員。

關野委員 香芝の学校教育の指導方針における重点項目の一つインクルーシブ教育システムの構築を目指しています。採択する教科用図書について保証もありますが特別支援学級に在籍する児童生徒も選択された教科用図書を使うことが多いと思います。その時に選択した教科用図書が特別支援教育の視点からどのような配慮がされていますか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。今回選定されたすべての教科用図書は配色や形状デザインに配慮したカラーユニバーサルデザインや、ユニバーサルデザインフォントを採用し、すべての子どもたちにとって見やすく、読みやすいもので支障なく学習できるよう配列した編集がなされています。また、各単元の学習要素をバラバラにするのではなく、常に定位置に示したり、形や記号、番号やイラスト等により補助的な手掛かりを設けたりするなど、視覚的に捉えることができるような配慮も各社なされていたように感じております。以上です。

教育長 ほかにありませんか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。現在、香芝市立学校で児童生徒一人一台のパソコン端末や高速ネットワーク等のICT環境の整備を進めてくださっていますが、今回採択する教科書では、このようなICT環境をどのように活用することができるのかを教えてください。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。今回選定されたすべての教科用図書におきまして、ICT環境の活用を前提に作られておりました。生徒の興味関心を高める豊富なデジタルコンテンツに加えまして、先ほども少し申し上げましたが、QRコードから容易にアクセスできるような配慮がなされているところがよく見られました。授業中だけでなく、仰っていただいたようにコロナ禍で課題となった家庭での学習といったようなところでも十分活用できる内容であるのではないかと考えております。以上です。

教育長 ほかにありませんか。田中委員。

田中委員 最後に一つ星本のことについて少しだけ確認したいことがあります。以前は採択された教科書ないしは低学年用の教科用図書を使っておられたということですが、今回、星本を採択するという事で特別支援学級における教科用図書の扱いはこの星本だけということになるのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。特別支援学級においては先ほど少しお話させていただいたかもしれませんが、採択された各社の教科用図書、もしくはそれが難しい場合はその採択された教科用図書会社の下学年の教科用図書を使うということが以前までされていまして、さらにそこから星本も採択できるということで、選択の幅が広がったというように解釈いただければと思います。以上です。

教育長 田中委員。

田中委員 要するに3種類の中から子どもたちのことに応じて選択ができるというふうに幅が広がったということですね。わかりました。

教育長 ほかにありませんか。
ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきまして、ご異議ありませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり可決することといたします。
ここで暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩開始)
(午前10時33分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。先ほどご質問いただいた中で、1点間違いがありましたので訂正させていただきます。三岡委員から発行者が変わる理由が何かあるのかというご質問の時に間違いまして、令和2年度より新しい学習指導要領が全面実施になると申し上げましたが、小学校が令和2年度から全面実施でございまして、今回選定をさせていただいております中学校の方は、令和3年度より全面実施となるということで、令和2年度ではなく令和3年度ということで、間違えたところを訂正し、お詫び申し上げます。すみませんでした。失礼いたします。

日程4 (2) 香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について

教育長 それでは続きまして、案件(2)承第13号「香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。ただいま提案になりました承第13号「香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」につきまして提案理由説明を申し上げます。本案は、令和2年7月1日付けをもって、令和2年度の香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員を解任及び任命することにつきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により報告し、承認をお願いするものでございます。

議案書の5ページをご覧ください。この度の副市長職の交代によります鎌田元副市長の解任及び小林副市長の任命となります。なにとぞ、慎重審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明について、なにかご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり承認いたします。

日程5 案件(3) 香芝市学校運営協議会の委員の解嘱に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(3)承第14号「香芝市学校運営協議会の委員の解嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。ただ今提案になりました承第14号につきまして、提案理由説明を申し上げます。

本案は、令和2年8月1日より、香芝市立二上小学校の学校運営協議会の委員を解職し、香芝市学校運営協議会規則第6条第2項により報告するとともに、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により、承認をお願いするものでございます。

議案書の8ページをご覧ください。解職の対象となる方は川崎 善久様でございます。川崎様は二上小学校が平成29年度にコミュニティースクールと初めてなった時から継続して委員を務めていただいておりますけれども、この度ご本人様のご都合ご事情によりまして委員を辞退するご希望がございまして、学校も受諾する方向で受け入れたというような経緯がございます。

なにとぞ、慎重審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上です。

教育長 　　ただいまの説明について、なにかご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 　　（「異議なし」の声あり）

教育長 　　異議がないようでございますので、原案のとおり承認いたします。

日程5 案件（4）香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することに関する報告及び承認について

教育長 　　続きまして、案件（4）承第15号「香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することに関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 　失礼します。ただ今提案になりました承第15号「香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することに関する報告及び承認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、主にこれまで各幼稚園にて保護者より徴収いただいております「幼稚園給食費」につきまして、今年度10月以降、原則として市が直接各保護者より給食費を徴収する方法に変更するため、本規則の一部を改正するものでございます。

その他、これまで無かった小学校及び中学校の夏期休業期間短縮に伴う8月分の給食費を徴収する規定をはじめ、所要の改正を行うものです。

本規則改正にあたっては、10月分の給食費より市の直接徴収が開始となる予定であり、各保護者への周知期間、口座振替の手続き期間等を鑑み、8月11日付けで、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項に基づき、教育長の臨時代理を行い、教育委員会議において報告し、その承認を求めるものでございます。

なにとぞ、慎重審議のうえ、原案承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長 　　ただいまの説明について、なにかご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 　　（「異議なし」の声あり）

教育長 　　異議がないようでございますので、原案のとおり承認いたします。

日程5 案件（5）その他

教育長 続きまして、案件（５）その他として各課より報告があればお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。学校教育課よりご報告させていただきます。来週火曜日８月２５日から小中学校におきまして第２学期が始まります。１学期６月からの学校再開当初は様々な活動や取り組みの制限から緩和へと進めて参りましたが、7月初中旬より全国で感染者が増え始め、拡大している状況となってきました。市教委としまして、また学校としましては様々な教育活動の緩和から制限といった形へ見直しをしているようなところでございます。その中には、ご承知のように9月の中旬に行われる予定であった中学校の修学旅行も中止とさせていただいております。現在の予定として、その他の2学期の活動について先日臨時の校長会を開いて協議し、共通理解した内容もでございますので、そのご報告を簡単ではございますがさせていただきますと思います。まず初めに小学校の修学旅行でございますが、中学校がキャンセルの有効なひと月ぎりぎりまで最終的な判断をしたということ踏まえまして、小学校でもできる限り行く方向ではあるのですが、最終的な判断はもう少し近づいてからということで保留としております。次に運動会、体育大会ですが、これまで子どもたち学年に共に集まり、互いの取組等見合うような機会がなかったことから、分散や距離をとるなどしてコロナ禍対策を十分にとった上で、実施する方向で検討してもらっているところでございます。ただ、学びの保障という観点から練習時間で、学習時間が圧迫することがないように、また当日の全体的な時間や内容の短縮あるいは精選を図ってもらうように依頼をしておるところでございます。その中で小学校はある程度制限を課した上で、保護者の観覧を許可、中学校は不可というような形で今のところは取り組んでもらっています。また、来賓の参加も今のところは見合わせるという形で進めていただいているところです。また、それ以外の様々な行事ですが、音楽会、マラソン大会等、密になる状況が予想されるものについては中止というような形で今のところは考えております。その他の行事についても、そのままの形の実施ではなく、何らかのコロナ禍対策を講じた上での、それこそ新しい学校生活の様式をとり、工夫していただいた形で実施していただくように依頼をしております。それから授業参観ですが、本来ならば、これまで中々子どもたちの学習の状況を見ていただけなかった分、開催できる方向ではと考えておったのですが、どうしても教室が密になる状況というのは避けがたいという判断をしておきまして、現時点ではありますけれども実施しない方向では考えております。状況の工程によっては何らかの形で開催できればと思っています。それに関わる形ですが、毎年度2学期には香芝市教育の日として授業参観や学年等での発表会、あるいはPTAとの合同行事等も行っていたいただいておりますけれども、今年度につきましては、その教育の日の取組としては、保護者様の参観や観覧などご参加がないような形で教育週間に際しての取組という形で、精選して各校で実施していただくこととしております。その他様々に学校の行事を含め、学校と協議の上2学期も子どもたちの健康や安全を守ることを第一とさせていただいた上で、有意義な学校生活となりますように教職員とともに教育部事務局も尽力させていただきたいと思っております。なお、申し上げた予定では、現時点の予定でございますので状況の変化によっては変更することもございますし、その折には、学校現場の先生方のご意見も十分協議させていただいて進めて参りたいと思っております。以上簡単ではございますが2学期の活動予定につきましてご報告をさせていただきました。以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいま報告をいただきましたことにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。關野委員。

關野委員 教育の日ですが各学校で実施するという形でよろしいでしょうか。また、講師を招いて講演するなども検討はできるのですか。それから保護者や地域の方の参加も先ほどは無理だという話でしたが、それでよろしいでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 仰っていただいた通り学校の中で保護者様や地域の方々の参観というよりは、学校の中で教育の日に即して、学校の中での取り組みを考えていただくというような形で、今のところはそれぞれの学校で考えていただいていますので、だれか講師を招いてというところの形の実施ではないとご理解いただければと思います。以上です。

教育長 ほかにありませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。今、小学校中学校に関しての状況をご報告いただきましたけれども、幼稚園、保育所なども同じような感じで対応されるのでしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 失礼いたします。幼稚園、保育所ですが、また人数等も違いますので小学校とは少し違いまして、例えば運動会でしたら行いたいとは思っておりますが時間を短縮する、またやり方を工夫して行えるように検討している段階でございます。また、参観日でございますが、4月から1度も行っておりません。やはり保護者の方はすごく気になっておられますので、少しでもできるような方向で考えていきたいと思っておりますので、まだ検討中でございます。失礼いたします。

教育長 ほかにありませんか。ほかに事務局より報告案件はありますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和2年第11回教育委員会会議の日程は8月27日木曜日、午前10時の予定でお願いします。

 本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきましてありがとうございます。これもちまして令和2年第10回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前10時49分 閉会)